

令和2年 第1回

甲斐市農業委員会議事録

令和2年1月27日

1 日 時 令和2年1月27日(月) 午後3時～

2 場 所 甲斐市役所新館2階 防災対策室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第2号 農地法第5条許可後の計画変更承認申請の件
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 4番 大木 久士 委員、7番 矢崎 富藏 委員

5 議事録署名委員 14番 遠山 佐奈江 委員、15番 小宮山 敏春 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 箭本 太

農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後3時31分

【事務局長】 それでは定刻となりましたので、令和2年第1回の総会を始めさせていただきます。

始めにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願いします。

相互に礼。

ご着席ください。

続きまして、内藤副会長より開会のことばをお願いします。

【内藤副会長】 (あいさつ)

それでは令和2年第1回の農業委員会を開会致します。よろしくご審議お願い致します。

【事務局長】 ありがとうございました。

続きまして、今村会長よりご挨拶をいただきます。

【議長（会長）】 (あいさつ)

それでは議事に入って参りたいと思います。

本日の出席委員は17人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

(日程第1
議事録署名委員の
指名)

【議長】 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、14番遠山委員と15番小宮山委員を指名致します。

(日程第2
会期の決定)

【議長】 日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3議事)

(報告第1号)

【議長】

議事に移ります。

報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号54番～56番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料1ページをお願いします。農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分を致しましたので報告します。

番号54番、地図は1ページをお願いします。

●●番地、地目田、面積65㎡を●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地拡張のための届出が出ています。追認案件で、経過理由書の添付があります

続きまして、番号55番、地図は2ページをお願いします。

●●番地、地目田、面積337㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、資材置場にするための届出が出ています。

続きまして、番号56番、地図は3ページになります。

●●番地、地目田、面積184㎡他11筆、次のページ下に行きます。合計1,220.87㎡を、また上に戻ります。●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、貸倉庫にするための届出が出ています。追認案件で、昭和63年に3筆、平成元年に9筆を届け出ましたが、地目変更をしていなかったということで、あらためて届出となりました。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(議案第1号)

【議長】 次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号1番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料3ページをお願いします。番号1番、地図は4ページです。

●●番地、地目田、面積909㎡を、●●番地、●●さんが、

下へ行きまして、●●番地、地目田、面積909㎡を、●●番地、●●さんが、合計で1,818㎡を、●●番地、●●さんに有償移転により、経営地拡大のための許可申請が出ています。

譲受人の経営面積は7,139㎡で、下限面積の30aを満たしております。所有している農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン各1台で、申請地で水稲の作付けを予定しています。通作距離は1km、車で2分、写真は東側から撮影したものです。

説明は以上になります。

【議長】 事務局の説明が終わりました。現地調査の報告につきまして、6番飯室委員にお願い致します。

【飯室委員】 はい、6番飯室です。

1月の20日ですが会長と現地調査を行いました。この土地は兄弟間の譲渡ということで、何ら問題はありませんが、今現在耕作をしていないのでこのような状態になっていますけど、これから作る人は真面目な人で、一生懸命やってきれいな田んぼになると思いますので、よろしくお願ひします。

【議長】 次に中村推進委員に意見を求めるところでございますが、本日欠席をしておりますので、私も現地調査をしておりますので、今飯室委員からお話

がありましたように、問題はないというふうに判断を致しております。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号1番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

(議案第2号)

【議長】 次の議案に移ります。
農地法第5条許可後の計画変更承認申請の件を上程を致します。
事務局に番号1番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
では資料の4ページをお願いします。地図は5ページをお願いします。

番号1番、当初計画者は●●番地、●●さん、継承者が●●番地、●●さんです。土地につきましては、●●番地、地目畑、面積476㎡で、こちらを資材置き場にするためです。

平成21年11月17日付け農地法第5条許可後の計画変更承認申請です。当初計画者が家庭の事情により自己用住宅の建築を断念。今回、継承者から賃貸借の申し出があり、計画変更承認申請が出されました。

写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。
次に現地調査の報告につきまして、11番中澤委員にお願い致します。

【中澤委員】 11番中澤です。

20日に会長、事務局、地区担当の方と行きました。舗装された広い道路に面しており、周りは住宅は少なく、資材置場ということですので、影響はないと思います。よろしくをお願いします。

【議長】 次に保坂推進委員に意見を求めます。

【保坂推進委員】 推進委員の保坂です。
資材置場としては最適ではないかと思えます。何ら問題はないと思えます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号1番を承認相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を承認相当とすることに決定致します。

(議案第3号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。
事務局に番号1番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
資料の5ページをお願いします。地図は6ページをお願いします。
番号1番、●●番地、地目田、面積11㎡他1筆合計927㎡を、●●番地、●●さん他1名、
下へ行きますと、●●番地、地目田、面積96㎡他1筆合計1,100㎡を、●●番地、●●さんが、
更に下へ行きますと、●●、地目田、面積310㎡他1筆合計454㎡を、●●番地、●●さんが
次のページへ行きますと、●●番地、地目田、面積186㎡他1筆合計287㎡を、●●番地、●●さんが、
合計で所有者5人、8筆2,768㎡を、前のページへ戻っていただきまして、譲受人が●●番地、●●さんに所有権移転により、建売分譲にするため許可申請が出ています。

申請地は●●から 300m以内で上下水道がある第 3 種農地と 500m以内の第 2 種農地と判断することができます。一般基準については申請書に添付された事業計画書、融資証明書、開発許可申請書の写しなどから問題はないと考えられます。

補足説明です。譲受人は建売分譲 10 区画の計画で、全体の面積は 3,519 m²、内農地は 2,768 m²で、1 区画当たり 200 m²~331 m²です。道路・公園を設ける計画です。給排水は新設の上下水道本管に接続し、西側の国道内の既設の管に接続予定です。写真は北西側と南西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。次に現地調査の報告につきまして1 番花田委員にお願いを致します。

【花田委員】 1 番花田です。

20 日に事務局、会長と現地調査を致しました。写真には写っていませんが、西側の方には●●があつて、広い通りに面した一角ということで、周りが住宅地になっていまして、何ら問題はないかと思しますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】 次に輿石推進委員に意見を求めます。

【輿石推進委員】 推進委員の輿石です。

花田委員が申し上げたとおり何ら問題はないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 1 番につきまして許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号2番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号2番をお願いします。地図は7ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積239㎡を、●●番地、●●さんが、同じく●●番地、●●さんに使用貸借により自己用住宅にするため許可申請が出ています。

申請地は上下水道、2つの公共施設等、幼稚園とクリニックになります。集落接続があり、第3種農地と考えられます。一般基準については、申請書に添付された、事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。貸付人の土地に夫が建設する計画で、建築面積が98㎡、給排水は東側の上下水道本管に接続予定です。写真は東側から撮影したものです。

説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきましては大木委員にお願いをしたいと思います。本日体調が悪いということで欠席でございますので、私の方で代りを務めさせていただきます。

この写真だと見づらいですが、周りは完全に住宅地になっておりまして、管理もされておりました。特に問題はないと考えております。

次に石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】

推進委員の石川でございます。

今村会長の報告のとおり、何ら問題はないと考えております。ご審議の程よろしくをお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。番号2番につきまして許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続いて番号3番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号3番をお願いします。地図は8ページになります。

●●番地、地目畑、面積11,042㎡の内10,570㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに賃貸借により、太陽光発電施設建設のための資材置場にするため、一時転用の許可申請が出ています。

申請地は、農地の連たんが10ha未満の第2種農地と考えられます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、必要面積検討表、土地選定理由書、太陽光発電の林地開発許可書の写し、土地復元計画書などから問題はないと考えられます。また隣接農地1筆で所有者は貸人です。

補足説明になります。メガソーラーの第3工区の一部、●●の9.16haの太陽光発電建設工事のための資材置場でございます。現場までは大型車両が入れないためにこちらを確保するというところでございます。雨水は自然浸透、期間は1年間です。写真は南側と東側から撮影したものです。

説明以上になります。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告を6番飯室委員にお願いを致します。

【飯室委員】 はい、6番飯室です。

1月20日に会長と現地調査を行いました。今までこの土地は畑なのですが、山みたいに木が生いまして、重機で押してもらって畑のようになっていますが、近所とすれば一時転用で畑に戻してもらえぼと思っておりますが、よろしく申し上げます。

【議長】 次に中村推進委員に意見を求めたいところですが欠席ですので、私も現地調査に立ち会っています。

ご覧のように大変広い面積ですが、一時転用ということで、整地もされており問題はないと考えます。

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【山本委員】

議長、3番山本です。
一転の期間の設定は。

【事務局】

はい。
設定は1年です。

【山本委員】

ありがとうございました。

【議長】

その他ございますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号3番につきまして許可相当とすること
にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致しま
す。

続きまして番号4番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の7ページをお願いします。番号4番、地図は9ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積476㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、
●●さんに賃貸借により資材置場にするため許可申請が出ています。

先程、4ページ、議案第2号で計画変更の許可をいただいた農地です。

申請地は農地が連たんする第1種農地ですが、不許可の例外、集落に
接続して設置される業務上必要な施設と考えられます。一般基準につい
ては、申請書に添付された、事業計画書、必要面積検討表、土地選定理
由書、資金証明書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられ
ます。

補足説明です。貸人は先程申し上げましたが、平成21年に自己用住

宅の建設のために許可を受けましたが、都合により断念したということで、計画変更し資材置場として貸し出すこととなったということでございます。借り人は事業規模の拡大に伴い、既存の資材置き場が手狭となったために申請に至りました。足場材、木材等を置く計画で、雨水は自然浸透です。写真は北側から撮影したものです。

説明以上になります。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして11番中澤委員にお願いを致します。

【中澤委員】 11番中澤です。

20日に同じ場所ですが、道路に面しており、(周りの)農地にも影響はないと思います。よろしく判断の程お願いします。

【議長】 次に保坂推進委員に意見を求めます。

【保坂推進委員】 推進委員の保坂です。

何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号4番につきまして許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第4号)

【議長】 次の案件に移ります。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号1番～5番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 8 ページをお願いします。番号 1 番、地図は 10 ページになります。●●番地、地目田、面積 1,018 m²を、●●番地、●●さんが、

下へ行きますして、番号 2 番、地図は 11 ページになります。●●番地、地目畑、面積 1,909 m²を、●●番地、●●さんが、

下へ行きますして、番号 3 番、地図は 12 ページになります。●●番地、地目畑、面積 1,717 m²を、●●番地、●●さんが、

合計で 4,644 m²を●●番地、●●さんに畑を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、アスパラガス等野菜の作付けを予定しています。所有している農機具はトラクター1台、管理機2台です。

次のページ、9 ページへ行きますして、番号 4 番、地図は 13 ページです。●●番地、地目田、面積 1,940 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、野菜の作付けを予定しています。所有している農機具は刈払い機1台です。

続きますして、番号 5 番、地図は 14 ページになります。●●番地、地目田、面積 575 m²他 2 筆合計 1,547 m²を、●●番地、●●さんが、同じく●●番地、●●さんに田を 3 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料はモミ 60 kg を 3 袋で、水稻、サトイモ等の作付けを予定しています。所有している農機具は番号 4 番と同じ刈払い機1台です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。この案件につきましては利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 1 番～5 番を承認することに決定致します。

【小宮山副会長】

以上で本日の審議はすべて終了致しました。
小宮山副会長から閉会のことばをお願い致します。

(あいさつ)

以上をもちまして総会を終わりたいと思います。
ご苦勞様でした。

午後 3 時 31 分 閉会